

令和7年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和7年9月2日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和7年9月2日	9時30分	議長	末次	明
	散会	令和7年9月2日	13時52分	議長	末次	明
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	栗 野 久 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	重 松 一 徳	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	末 次 明	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員		10番	重 松 一 徳	11番	大 山 勝 代	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 浩		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		農 林 課 長	大 石 顕	
	副 町 長	熊 本 弘 樹		商工観光課長	佐 藤 定 行	
	教 育 長	柴 田 昌 範		まちづくり課長	井 上 克 哉	
	総 務 課 長	平 野 裕 志		定住促進課長	山 田 恵	
	企画政策課長	亀 山 博 史		建 設 課 長	今 泉 雅 己	
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜		会 計 管 理 者	寺 崎 博 文	
	税 務 課 長	古 賀 満 宏		教育学習課長	井 上 信 治	
	住 民 課 長	藤 田 和 彦		こども課保育園長	舟 木 徳 茂	
	健康増進課長	村 上 妙 子		まちづくり課図書館長	城 本 直 子	
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二		建 設 課 参 事	酒 井 孝 行	
	プラチナ社会政策課長	松 田 美 紀		代表監査委員	太 田 博 史	
こども課長	山 本 賢 子					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|---------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第 5 | 一般行政報告 |
| 日程第 6 | 教育行政報告 |
| | 提案理由説明 |
| 日程第 7 議案第38号 | 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 議案第39号 | 基山町職員定数条例の一部改正について |
| 日程第 9 議案第40号 | 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 議案第41号 | 基山町職員の育児休業等に関する条例及び基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 議案第42号 | 基山町税条例の一部改正について |
| 日程第12 同意第 3 号 | 基山町教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第13 議案第43号 | 令和 6 年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第14 議案第44号 | 令和 7 年度基山町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第15 議案第45号 | 令和 7 年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第16 議案第46号 | 令和 7 年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第17 議案第47号 | 令和 7 年度基山町下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第18 認定第 1 号 | 令和 6 年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 認定第 2 号 | 令和 6 年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第20 認定第 3 号 | 令和 6 年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第21 認定第 4 号 | 令和 6 年度基山町下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第22 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |

- 日程第23 報告第6号 令和6年度基山町健全化判断比率等の報告について
- 日程第24 報告第7号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について
- 日程第25 決算特別委員会の設置について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（末次 明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和7年第3回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（末次 明君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、重松一徳議員と大山勝代議員を指名
します。

日程第2 会期の決定

○議長（末次 明君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から19日までの
18日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（末次 明君）

日程第3. 諸般の報告を行います。

令和7年第3回定例会諸般の報告（令和7年9月2日）。

最初に、月例出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査について、同条第3項の規
定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほど
お目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和7年7月3日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会第2回臨時会が開催され、議長、
松石健児議員、中牟田議員が出席しました。

次に、令和7年7月4日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会臨時会が開催され、議長、

水田議員が出席しました。

次に、議会システムのデジタル化について、リアルタイム配信等町民の興味関心を高める取組を検討するため、7月15日に大木町議会、7月24日に篠栗町議会へ議会運営委員会で先進地視察を行いました。

次に、令和7年7月22日に佐賀県町村議会議長会主催の議員ハラスメント研修会が開催され、小田理恵子氏を講師に迎え、「地方議会におけるハラスメントの実態と防止策～住民の信頼を失わないためにすべきこと～」を演題に講演があり、議員10名が出席しました。

次に、令和7年7月29日に知事・市町議会議長懇話会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和7年8月20日に佐賀県町村議会議長会議が開催され、議長が出席しました。

また、同日に佐賀県町村議会議長会主催の全議員研修会が開催され、小泉悠氏を講師に迎え、「ロシア・ウクライナ戦争と日本の安全保障」を演題に講演があり、議員11名が出席しました。

次に、令和7年8月27日に基山町議会議員と基山町商工会役員との意見交換会が開催され、議員13名が出席しました。

次に、令和7年8月29日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、議長、水田議員が出席しました。

また、同日に鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が開催され、議長、佐々木議員が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（末次 明君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。松石健児総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。

総務文教常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

1、調査事項及び調査期日。

(1)学校教育（水泳授業の民間委託）について、令和7年7月8日火曜日、概要説明及び福岡県小郡市に所在する委託先である民間スイミングスクールの現地視察を行いました。

2、調査結果。

近年、学校プールの老朽化と修繕費の高騰、教員の負担増加などの課題から、多くの自治体で水泳授業の実施を見直す動きが進んでいる。令和6年7月10日には、文部科学省より「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」という通知が発出された。本町においても、プール施設の老朽化、天候による計画的な授業実施の難しさがあり、教員の負担軽減と合わせ、専門的な技術指導や安全管理を取り入れるため、今年度より町立小学校の水泳授業を民間のスイミングスクールに委託することになった。なお、基山中学校はプール施設の老朽化による解体予定のため、今後は基山小学校プールで水泳授業を行う方針に転換している。

小学校の水泳授業は、学習指導要領により、学年に応じた段階的な目標が設けられており、授業では児童の泳力に応じて集団を3から4つのグループに分け、指導が行われていました。また、学校教員の役割についてただしたところ、プールサイドからの監視や補助、児童の泳力チェックなどを委託先のスクールスタッフと連携して実施しているとの説明を受けました。

安全対策及び非常時の連絡体制についてただしたところ、受託者であるスクールスタッフ4名以上、学校の教職員2名以上を配置し、指導に当たっている。事故や災害が発生した際は、救助活動、避難経路の確保などの対応を迅速に行うとの説明を受けました。

委託契約のプロセスや費用算出根拠、妥当性についてただしたところ、民間企業からの仕様書提案を基に行政側で内容確認を行い、契約書は教育委員会が作成し、最終的に契約を結んでいる。契約金額は、児童数や授業回数、バス送迎、危機管理費用等を加味して算出されており、適正な価格であるとの認識が示されていました。

県内市町の民間委託状況についてただしたところ、基山町、鳥栖市の全小学校、伊万里市と小城市の一部の小学校が実施しているとの説明を受けました。

当委員会としては、屋内プール施設を活用した水泳授業の民間委託は、天候に左右されず、熱中症対策や教職員の負担軽減につながる。また、専門知識を備えたスクールスタッフの指導により、児童の泳力向上に十分効果があると感じる。しかし、今後、県内の他校に異動した教員は、民間委託により水泳指導の機会が限られていたにもかかわらず、再び水泳指導を

求められる可能性があります。このため、教員の指導力が維持・向上できるよう、研修等を実施するよう提案いたしました。

中学校の水泳授業の現状と今後の基山小学校プールの利用についてただしたところ、熱中症の暑さ指数が高い場合は授業を中止し、実施の際はプールサイドが高温にならないよう教員が水をまきながら行っている。また、令和7年現在、基山小学校プールは竣工から17年が経過しており、循環ろ過器の交換など、中期的には1,000万円程度の改修が必要になる。これらを踏まえ、中学校の水泳授業についても今後の対応を検討していくとの説明を受けました。

当委員会としては、暑さ対策として、プールやプールサイドを寒冷紗などで遮光することや、水泳授業の時期を9月から10月頃に移すことなど、安全に水泳授業が実施できるような対策を講じること。また、本町は水泳授業を委託できる施設が限られており、中学校の水泳授業委託を検討している近隣自治体もあることから、小学校を含め、児童や生徒が安全かつ継続的に水泳授業を受けられる環境を確保するよう提案いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（末次 明君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。天本勉厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

1、調査事項並びに調査期日。

(1)基山町多世代交流センター憩の家について、令和7年7月17日木曜日（概要説明及び現地視察）。

2、調査結果。

基山町多世代交流センター憩の家は、平成29年度まで高齢者が利用する施設「老人憩の家」として事業を行ってきた。その後、施設改修を行い、平成30年度から各世代の孤立化対策のため、高齢者から子どもまで世代を超えた交流拠点として新たに運営を開始した。

改修後は、入館料（50円）を廃止し、借用する諸室ごとの使用料金制となり、キッズルームや、音楽室、多目的室、浴室等を設置している。運営は指定管理者「基山町社会福祉協議

会」が行い、人員体制は、正職1名、嘱託1名、その他事業ごとの非常勤を配置しているとの説明を受けました。

施設では、孤食の解消・多世代交流のための「多世代食堂」や手芸サークル活動、シニアクッキング、おとこの料理教室など、地域や企業、ボランティアの協力により様々な事業を実施している。

そのため、入館者数は令和5年度2万8,498名、令和6年度3万3,365名で4,867名増えているとの説明を受けました。

キッズルームは、町内・町外に関係なく利用料金が無料になっており、多数の利用がされている。利用料が無料になっている理由をただしたところ、より多くの方に利用していただいて基山町のよさを知ってもらいたい。町外の子育て世代に対し、定住のきっかけとなるよう町外も無料にしているとの説明を受けました。

当委員会としては、キッズルームの町外利用者が町内より3倍以上多い状況であるため、キッズルームの利用が定住に結びついているかアンケートを実施するとともに、財源確保のため、町外利用者の有料化も検討するよう提案しました。

また、入館者数が令和4年度から3年間で1.5倍に伸びているため、職員の業務量についてただしたところ、入館者数が増えるとともに業務量も増加しているが、非常勤を含め長年勤務している職員が多く、何とか業務を切り盛りしている状況である。本年度は指定管理の更新時期であるため、来年度の人員体制について検討していきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、入館者や事業数も増えており、今後も安全かつ継続的に施設運営を行うための人員確保や、長年勤務されている正規職員1人に、過度な負担がかからないような体制づくりを提案しました。

その他、安心・安全の観点から周辺環境の整備を提案いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第5 一般行政報告

○議長（末次 明君）

日程第5. 一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、令和7年第3回定例町議会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御出席い

ただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」外4件、同意案件が「基山町教育長の任命につき同意を求めることについて」、未処分利益剰余金処分案件が「令和6年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、予算案件が「令和7年度基山町一般会計補正予算（第4号）」外3件、決算認定案件が「令和6年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について」外3件、諮問案件が「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として「令和6年度基山町健全化判断比率等の報告について」外1件をお願いいたしております。

それでは、早速ではございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月29日に開催され、令和6年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定等について、全8議案が審議され、原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、令和6年度歳入歳出決算の認定等について、全5議案が審議され、原案どおり可決されました。

次に、地方創生についてでございます。

基山町まち・ひと・しごと創生推進会議を8月28日に開催し、基山町デジタル田園都市国家構想総合戦略について、昨年実施した事業の進捗状況の評価等を行いました。

次に、広域行政についてでございます。

久留米市・鳥栖市・小郡市・基山町の3市1町で構成する筑後川流域クロスロード協議会の主催で、サガン鳥栖アウェイゲームのパブリックビューイングを8月30日に久留米シティプラザ六角堂広場において開催しました。

次に、選挙関係についてでございます。

7月20日に執行した第27回参議院議員通常選挙につきましては、佐賀県全体の投票率が前回の第26回参議院議員通常選挙から9.02%増加し60.14%、基山町においては5.01%増加し、66.66%となり、佐賀県内で最も高い投票率でした。

次に、物価高騰関連給付金についてでございます。

物価高騰の影響を受け、生活費の負担増加により特に生活支援が必要となっている住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円及び18歳未満の児童1人当たり2万円を給付する「物価高騰対策給付金」につきましては、1,254世帯に4,120万円の給付を行いました。

また、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、18歳以下の児童1人につき1万円を給付する「子育て世帯への緊急食料費支援給付金」につきましては、8月末現在1,553世帯2,904人に2,904万円の給付を行いました。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、8月末現在の申請件数が23件となっております。

「さが暮らしスタート支援事業補助金」につきましては、8月末現在の申請件数は1件、「未来につながるが移住支援事業補助金」については、8月末現在の申請件数は1件となっております。

「移住体験住宅事業」につきましては、8月末現在の利用件数は宮浦体験住宅10件、小倉体験住宅5件となっております。

「家財処分等費用補助金」につきましては、8月末現在1件の申請がございました。

次に、地域公共交通に関する事業についてでございます。

9月16日から運行予定のデマンド交通実証実験について、各区の公民館をお借りして説明会を開催しております。

次に、きのくに祭りについてでございます。

7月19日に「第38回きのくに祭り」が開催されました。当日は、途中で夕立に見舞われましたが、大勢の参加者で賑わいました。

次に、きやま創作劇についてでございます。

基山町の歴史を学び伝えるため、今年度は基山町が対馬藩田代領だった江戸時代を舞台に、「夢を継ぐ者」の上演を決定しました。7月14日に説明会を行い、12月の公演に向けて練習を行っております。

次に、難聴者補聴器購入費助成事業についてでございます。

本年度4月から、聴力低下により日常生活に支障がある40歳以上の中等度難聴者に対し、補聴器の購入の一部を助成しております。8月末現在で、申請に関する相談が68件、そのう

ち、申請件数は39件となっております。

次に、生涯スポーツについてでございます。

ふるさと応援寄附基金活用事業として、6月28日に2025明治安田J2リーグ第21節サガン鳥栖対いわきFC戦のマッチデースポンサーとなり、基山町応援デーを開催しました。町民100人の方を無料招待し、町内の小中学生によるフラッグを持っての入場や選手入場の際のエスコートキッズを行いました。

次に、健康増進対策についてでございます。

生活習慣病予防や疾病の早期発見のための総合健診として、特定健診及び各種がん検診を5月に7日間、6月に6日間の13日間実施しました。事前予約制による当日の待ち時間の短縮や特定健診とがん検診の同日受診の対応、土日の健診を行うとともに、基山町母子保健推進員の協力の下、託児日の設定などの対応を行い、効果的・効率的に実施しました。10月と11月にも5日間実施予定としています。

次に、要保護児童対策関係でございます。

要保護児童や要支援児童、特定妊婦の早期発見及びその適切な保護を図ることを目的として設置している要保護児童対策地域協議会の代表者会議を7月23日に開催しました。会議では、県内や町内の要保護児童等の状況について情報交換を行うとともに、関係機関等との連携の強化と協力体制について確認を行いました。

次に、基山保育園についてでございます。

基山保育園では、7月11日に夏まつりを行いました。基山っ子みらい館には年長児が手作りしたちょうちんを飾り、園児みんなでお遊戯室の和太鼓の音に合わせて盆踊りを踊りました。また、保育士が用意した手作りのヨーヨーやゲームなどのブースを回って、縁日気分を楽しみました。特に年長児は、夕食のためのカレー作りや夕暮れ時の花火鑑賞を満喫して、基山保育園での忘れられない夏の1日となりました。

次に、子どもクラブ事業についてでございます。

6月21日に基山町子どもクラブ連絡協議会主催の子どもクラブスポーツ大会が総合体育館で開催されました。アリーナで行われた小学生のドッジビー大会には、1つの区から複数チームを作ったり、区合同チームを編成したりして、合計22チームが出場しました。会場いっぱい子どもたちと応援者の歓声があふれ、子どもたちがチーム一丸となって勝利を目指す姿が見られました。

次に、青少年育成事業についてでございます。

8月1日、2日の1泊2日の日程で、青少年育成町民会議主催の夏期研修自然体験活動が実施されました。今年は36人の小中学生が参加し、福岡県添田町にあります英彦山青年の家を出発し、英彦山神宮の奉幣殿から中宮を目指しました。当日は雲一つない晴天で、猛烈な暑さの中、段差の大きい岩の階段や鎖を使って登る場所等もあり、大変きつく苦しい時間もありましたが、基肄山歩会の方々に御指導いただき、みんなで励まし合い、力を合わせて無事に往復することができました。

また、夜は宿泊した英彦山青年の家で星空教室を実施し、星の成り立ちについて楽しく学び、その後、屋外で夜空を眺め、たくさんの星や天の川を観察することができました。ふだんの生活では経験できない自然の厳しさや、仲間と力を合わせて頑張った達成感等の体験を通して、次代を担う青少年の健全育成を推進しました。

次に、生活環境事業についてでございます。

「親子で川の生き物調査～水生生物調査～」を7月27日に実施しました。この事業は、川の中にすんでいる生き物の種類により川の汚れの調査を行うもので、会場の基山共同乾燥場には11組22人の参加があり、調査によりきれいな川との結果が出ました。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

関屋・上原線交通安全施設工事につきましては、令和7年6月13日から令和7年11月14日までの工期で、鳥飼建設株式会社が1,346万4,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は30%でございます。

令和7年度町道舗装補修第1期工事（車路・藤川線外）につきましては、令和7年8月29日から令和7年12月12日までの工期で、天本土木有限会社が825万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は10%でございます。

令和7年度町道舗装補修第2期工事（北部環状線）につきましては、令和7年8月29日から令和7年12月19日までの工期で、鳥飼建設株式会社が2,882万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は10%でございます。

道工7補第5号三国・丸林線道路改良工事（視覚誘導タイル外）につきましては、令和7年8月29日から令和7年11月28日までの工期で、有限会社園部設備工業が848万1,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は10%でございます。

公工7補第1号総合公園東側広場整備工事（その2）につきましては、令和7年7月1日

から令和7年12月26日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が4,719万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は30%でございます。

下工7補第2号宝満川処理区第6汚水幹線管路築造工事（3工区）につきましては、令和7年7月1日から令和8年1月16日までの工期で、鳥飼建設株式会社が1億2,507万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は10%でございます。

下工7補第3号宝満川処理区第6汚水幹線管路築造工事（5工区）につきましては、令和7年7月11日から令和8年2月13日までの工期で株式会社坂口組基山支店が1億5,235万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は10%でございます。

下工7補第4号マンホール蓋取替工事（玉虫15号線外）につきましては、令和7年8月29日から令和7年12月5日までの工期で水田建設が393万8,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は10%でございます。

次に、図書館についてでございます。

6月28日に読書推進事業として「珍しすぎる昆虫展」を開催し、昆虫教室や昆虫プラ板キーホルダーづくり、昆虫標本箱や関連図書の展示を行い、昆虫教室は定員の35人、それから、標本展示のそばで行った昆虫みくじには360人の方に参加いただきました。

セカンドブックプレゼント事業では、7月4日に若基小学校の1年生47人に、7月8日に基山小学校の1年生134人に基山町選定図書の中から児童が希望する本1冊と、PICFAデザインの図書館通いバックを贈りました。

また、戦後80年語りつぐ「基山にも戦争があった」～平和な未来へつなぐ～事業として8月2日には、講話「平和と命の大切さ」とアニメ「焼跡のお菓子の木」の上映を行い、8月5日には戦争体験者の生の声を聞く座談会を開催し3人の方のお話を伺いました。

郷土資料コーナーでは8月2日から8月31日に「基山にも戦争があった」特別展示を開催いたしました。

利用状況につきましては、入館者数6月1万4,263人、7月1万5,012人、貸出冊数6月、7月ともに2万5,355冊となっております。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

8月末現在5,840件、1億2,241万6,000円の寄附申込みをいただいております。昨年と同時期と比較しますと、件数で73.5%の減、金額では62.4%の減となっております。

以上をもちまして、一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（末次 明君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。続きまして、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

町立小中学校の3校ともに7月18日に1学期終業式を行い、8月25日に2学期始業式を実施しました。夏休み期間中は、昨年度と同様にタブレット端末を活用し、オンライン登校日を各学校と各家庭とをつないで実施したり、タブレットを活用したデジタル教材の宿題にも取り組ませたりしました。

夏休み期間中の放課後児童クラブの利用者数は、基山小学校ひまわり教室が294人、若基小学校コスモス教室が122人でした。

小学校の放課後補充学習につきましては、民間の学習塾「英進館」に業務を委託し、3年生と6年生を対象に実施しております。6月25日から開始し、来年の2月下旬まで18回行う予定としています。参加者数については、3年生が基山小学校81人、若基小学校39人、小学6年生は基山小学校59人、若基小学校15人となっております。

中学校の補充学習につきましては、放課後補充学習として1、2年生を対象に9月から来年の1月下旬まで7回行い、全学年を対象にテスト対策学習を定期試験前に10回、長期休業期間（夏休み3回、冬休み2回）の学習を5回実施予定としております。中学3年生を対象にした放課後補充学習は、12月初旬から開始する予定としております。

次に、通学路合同点検についてでございます。保護者代表としてPTA役員、住民課、建設課、教育学習課、各小学校校長、中学校職員、関係地区の区長さん、安全な町づくり推進協議会、鳥栖警察署交通課の方々と共に、基山町通学路交通安全プログラムに基づき、6月20日に通学路合同点検を行いました。

今年度は、1区、2区、3区、9区、6区、12区、13区で点検を行い、カラー舗装、道路区画線の修繕や3区の水路への落下防止柵の設置をすることで安全確保ができないかなど、鳥栖警察署交通課担当者と関係者で意見交換をしながら確認し、検討したところです。合同点検で確認した事項については、関係各課で協議をして今後、改善できるよう努めることとしております。なお、「対策箇所図」及び「対策箇所一覧表」は後日、基山町ホームページ

に公表する予定です。

次に、中学校の部活動関係についてでございます。

6月28日から鳥栖・基山地区中学校総合体育大会が行われました。団体種目では、男女バレーボール、女子ソフトテニスが優勝し、男女バレーボール、男女ソフトテニス、男子バスケット、女子卓球、男女剣道、サッカーが県大会に出場しました。

九州大会には、陸上部から競技女子400メートルリレー、ほか個人種目3人、水泳競技で個人2人、バドミントン女子ダブルスペア、ソフトテニス団体男子1人が出場しました。

なお、陸上女子400メートルリレーでは佐賀県代表として、沖縄県で行われた全国中学校陸上競技大会にも参加しました。

また、文化部では、吹奏楽部が佐賀県吹奏楽大会において見事、2年連続で金賞を受賞しました。

次に、文化財関係についてでございます。

6月19日に令和7年度第1回文化遺産ガイドボランティア養成講座を開催しました。「長崎街道を知る」をテーマに今後毎月開催し、ボランティアガイドの育成に取り組んでまいります。

民俗芸能などを広く知っていただくために、9月9日から11月2日まで町立図書館郷土資料コーナーにて「きやまの民俗芸能展VI 基山の秋を彩る歴史的風致としての民俗芸能」展を開催いたします。

最後に、特別史跡基肆城跡の保存整備についてでございます。

昨年度災害復旧工事が完了し、今年度から保存整備工事として、基肆城跡を訪れる方々が多い山頂地区の保存整備工事に8月より着手しております。また、基肆城跡中央に位置します中ノ尾礎石群と坊住礎石群を結ぶ遊歩道が倒木によって分断されておりましたが、ここについても山頂地区に引き続き保存整備工事に着手する準備を進めております。また、昨年度確認調査を行いました東北門跡、米倉跡などにエリア案内サイン並びに道標サインなどを設置していく予定で準備を進めております。

以上で教育行政報告を終わります。

日程第7～24 議案第38号～議案第42号、同意第3号、議案第43号～議案第47号、認定第1号～認定第4号、諮問第1号、報告第6号～報告第7号

○議長（末次 明君）

日程第7. 議案第38号から日程第11. 議案第42号まで、日程第12. 同意第3号、日程第13. 議案第43号から日程第17. 議案第47号まで、日程第18. 認定第1号から日程第21. 認定第4号まで、日程第22. 諮問第1号、日程第23. 報告第6号から日程第24. 報告第7号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和7年第3回定例議会に付議します議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件5件、人事案件2件、未処分利益剰余金処分案件1件、予算案件4件、決算認定案件4件、報告事項2件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第38号「基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」でございます。

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、選挙公営の限度額を引き上げるため、「基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第39号「基山町職員定数条例の一部改正について」でございます。

経常的事務量の増加、事務事業の多様化及び複雑化に対応し、適正な職員配置を図るため、「基山町職員定数条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第40号「基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」でございます。

「人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）」の一部改正に伴い、妊娠または出産等の旨を申し出た職員及び3歳に達するまでの子を養育する職員に対する育児に関する両立支援制度等の意向確認等の措置を設けるため、「基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第41号「基山町職員の育児休業等に関する条例及び基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」でございます。

「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の公布に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的に地方公務員の部分休業制度が拡充されるため、「基山町職員の育児休業等に関する条例」及び「基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第42号「基山町税条例の一部改正について」でございます。

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の公布に伴い、町民税における扶養控除額の見直し及び加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例規定を新設するため、「基山町税条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第3号「基山町教育長の任命につき同意を求めることについて」でございます。

基山町教育長の任期満了に伴い、引き続き柴田昌範氏を基山町教育長に任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第43号「令和6年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」でございます。

「地方公営企業法」第32条第2項の規定により、令和6年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れ、一部の額を建設改良積立金へ積み立てるため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第44号から議案第47号までは、「令和7年度各会計の歳入歳出補正予算」についてでございます。

議案第44号「令和7年度基山町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、今回、補正予算として3億1,341万1,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも96億1,203万円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、定額減税補足給付金事業についてでございます。

令和6年度に実施された定額減税において、定額減税しきれなかった方を対象に不足額を給付する事業費を増額するものでございます。補正額は4,499万9,000円でございます。

次に、一般単独道路維持整備事業についてでございます。

町道正応寺村中1号線維持補修工事のため、工事費の増額をお願いするものでございます。補正額は1,702万5,000円でございます。

次に、生涯スポーツ推進事業についてでございます。

久光スプリングスのバレーボール冠試合の実施などに伴い、委託費の増額をお願いするものでございます。補正額は525万円でございます。

次に、歴史的風致維持向上計画事業についてでございます。

歴史的風致形成建造物の保存修理などに係る補助金の増額をお願いするものでございます。補正額は468万1,000円でございます。

以上、概要を申し上げましたが、他の内容については担当課長より説明いたします。

議案第45号「令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、今回、補正予算として2,044万4,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも20億9,784万3,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、償還金等の減額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第46号「令和7年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、今回、補正予算として2,316万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも4億17万5,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、保険料等納付金等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第47号「令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、今回、補正予算として2,716万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと予算総額は29億9,560万1,000円になります。

なお、補正予算の主な内容は、負担金の増額及び資産額確定に伴う減価償却費の増額でございます。

次に、認定第1号から認定第3号までは、令和6年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

「令和6年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計」の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊で、令和6年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げているところでございます。

この説明書を基に概要を説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明書のほうは大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

では、1ページをよろしく申し上げます。

○議長（末次 明君）

少々お待ちください。（「議長、ちょっと休憩ば入れんですか」と呼ぶ者あり）

ちょっとすみません。休憩いたします。

～午前10時22分 休憩～

～午前10時35分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開いたします。

それでは、松田町長お願いいたします。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、1ページをお願いいたします。

まずは一般会計でございます。

令和6年度は、基山町を明るくする運動ということで、「基山町明運動」を中心に、4つの柱を取り組んだところでございます。

1つ目が、何といたしまして昨年度はこれに尽きると言っても過言ではないかと思っておりますが、SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催において、そのイベントの成功体験を経験することによって、職員だけでなく、協力していただいた町民の皆さんにも、その達成感と自信が得られる。そういう取組が実施できたのではないかというふうに思っております。これが1つ目の柱でございます。

2つ目は、第2の柱としては、子ども、子育て世代及びプラチナの双方、2つの世代の双方が共に明るく笑顔であふれる取組という、そういったことを考えてやったところでございます。子どものほうは、こども家庭センターを開設して子育て支援のワンストップ対応がスタートしたというふうな形になります。プラチナ世代に対しては、高齢者の皆さんが安心し

て明るい気持ちで生き生きと暮らしていただけるような、そういった社会構築をするために、多世代交流を進めてきたところでございます。

3番目の柱では、全ての世代の町民の皆さんの生活の質を向上させるということで、身の回りの様々なことを気持ちよくできるような、それぞれが明るい気分になるような、そういった取組を中心にやらせていただいたところでございます。

そして、4番目の柱が、基山といえは基山（きざん）、基肆城というところがございまして、その知識や親しみ、そういったものを深めてふるさとに対しての愛着や誇り、そういったものを醸成できるような取組をやったというふうなことを考えております。

2ページをお開きいただきたいというふうに思います。2ページの2の決算規模について説明いたします。

収入総額が102億5,214万3,000円、そして、支出総額が98億9,596万6,000円で、前年度決算額に比べて歳入は8億6,230万7,000円（9.2%）、そして、歳出も8億4,028万5,000円（9.3%）の増というふうな形になっております。

これを前年度決算の対前年比伸び率と比較いたしますと、前年が、歳入が4.3%増、歳出が3.9%増ということでございますので、それぞれ歳入で4.9%増、そして歳出で5.4%の増というふうになっているところでございます。

次に、3の決算収支の状況でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式の収支額は3億5,617万7,000円の黒字となっております。そのうち、令和6年度に繰り越すべき財源は3,919万円で、実質収支額は3億1,698万7,000円というふうになっております。

また、令和6年度の実質収支額から令和5年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は2,642万8,000円の黒字となっており、単年度収支額に財政調整基金積立金等を勘案した実質単年度収支額は1億5,905万9,000円となっているところでございます。

3ページをお願いしたいと思います。

4の歳入についてでございます。令和6年度の歳入決算額は、先ほども申しましたように102億5,214万3,000円で、前年度に比べて8億6,230万7,000円の増となっているところでございます。

3ページから9ページにかけて、歳入の款ごとの決算状況を記載しておりますので、主なものを説明したいというふうに思います。

まず、(1)町税につきましては、決算額が26億1,861万9,000円で、前年度に比べて5,068万

5,000円の増となっているところでございます。増収の主なものは、固定資産税の土地及び家屋の課税標準額が増えたことにより、その増により8,441万7,000円の増となっており、法人町民税が法人税割額の増により、4,397万5,000円の増となっているところでございます。逆に減収の主なものは、個人町民税が定額減税により、7,835万6,000円の減となっているところでございます。これは国策による減でございますので、その分はまた別途の収入で補填されておりますので、逆に言えば、今年度、令和7年度はこれがない、額が極端に落ちますので、税収もまた増えていくかなと勝手に思っているところでございます。

ただし、固定資産税等は去年がたまたま改定時期だったので余計増えたんですけど、今年は去年から比べてそこは変わっていないと思いますので、そんなに、それで上がることはないかというふうに思っております。

(10)の話をさせていただきたいと思います。

7ページを見ていただきたいと思います。

(10)の地方交付税でございますが、これは国の地方財政経済対策により、前年度に比べて1億870万2,000円増となっているところでございます。

それから、(14)の国庫支出金につきましては、踏切改良計画事業補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増加等によって、前年度に比べて1億6,305万6,000円の増となっているところでございます。

8ページをお願いしたいと思います。

(15)の県支出金は、これも国スポがありましたので、SAGA2024市町運営費補助金がやっぱり大きく寄与しております。それ以外にも、林道施設現年発生災害復旧費補助金の増加によって、前年度に比べて1億1,967万1,000円の増となっております。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の増加により、前年度に比べて1億4,183万8,000円の増となっているところでございます。

これにつきましては、先ほど一般行政報告の中で現在の厳しい状況を御報告したと思いますので、今年度は非常に厳しい形になると思いますし、それから、固定資産税なんかも去年みたいな伸びにはならないということで、定額減税の分はプラスになる。ただ、全体の国からの補填はないわけで、当然減税がなければ補填はないわけですから、税的にはプラスになっても、うちの歳入にとっては決してプラスにならないので、令和6年度は非常に国スポもあって歳入は多くなったんですけども、そういう状況で御理解していただければなとい

うふうに思います。

今度、歳出の状況でございます。

10ページをお開きいただきたいと思いますが、10ページの5の歳出の状況でございますが、令和6年度の歳出決算額は98億9,596万6,000円で、前年度に比べて8億4,028万5,000円の増となっているところでございます。

目的別の歳出の状況で増減の主なものについて申し上げます。

まず、増加したものでございますが、総務費が財政調整基金やふるさと応援寄附基金等への積立金の増加により1億2,871万4,000円、それから、民生費が定額減税補足給付金事業及び障害福祉サービス事業の増加等により1億6,605万6,000円、土木費が三国・丸林線道路改良事業、牛会・八ツ並線道路改良事業等の増加により2億4,356万8,000円、教育費が基山小学校校舎整備に係る事業費の減少は、これは前の年があつて今度、令和5年度にはあつて令和6年度なかったのが減少したんですが、それはあつたものの、基肄城保存整備事業及び国民スポーツ大会・全障スポーツの運営事業の増加により1億5,970万7,000円、それから、災害復旧費が林道施設災害復旧事業、それから、本桜団地火災復旧事業、そして、基肄城跡災害復旧事業の増加により1億826万9,000円、前年度に比べて増加になっているところでございます。この辺りが増加もので、あと逆に歳出の減少をしたものでございますが、商工費が令和5年度の草スキー場関連施設整備事業が完了したことによって、5,348万5,000円前年度に比べて減となっているところでございます。

あと12ページ以降、個別のものがございますので、幾つかピックアップして御説明させていただきます。

12ページをお開きいただければというふうに思います。

12ページに、(2)の総務費の中の②と③というのがございますが、②がいわゆる総合計画ということで、これ令和6年度に審議会のほうから答申をいただいて、それを基にまた今、議会の皆様方とも特別委員会で今いろいろ議論させていただいているところでございますが、まさにその基になるベースが令和6年度出来上がったということで御理解いただきたいと思っております。

また、その次の③も、総合計画にどうしても隠れがちなんですが、総合計画の中からより地域の活性化に直結したものについて、総合戦略ということで、地方創生が始まったときから、名前はちょっとずつ変わっていつていますが、そういう戦略を併せてやっていつてい

ということで、これも先日、状況報告の中で説明しましたが、会議がございましたから出ましたけれども、かなり多くの意見を委員の方々が評価に対して突っ込んで意見をいただいていたので、途中で抜けましたけど、その後も1時間半ぐらいみっちり会議がされたということで、非常にすばらしいかなと思った次第でございます。

次、14ページへ行っていただきたいんですが、全部説明する時間はございませんので、14ページの⑭公共交通ですね、これは今年最後の実証試験をやって来年度以降につなげていくということだったんですけど、その令和6年度というのが、昨年度、令和6年度というのが、まさに一番いろいろ検討した時期でございますので、そういう検討の中で、今回のまた令和7年度の最後の実証試験ということにつながっていますので、すごく大事な事業を令和6年度やらさせていただいたという説明をさせていただきたいと思います。

あと、次に17ページをお開きいただきたいんですが、17ページの(3)の民生費、この民生費というのは、もう当然ながら、今からもどんどん増えていくことになっていくというふうに思います。この中の①の、その中の社会福祉でございますが、その中段に出てきますけれども、福祉交流館が1万人を超え、多世代食堂が1,436人、そして、何ととっても多世代交流センターが初の3万人、大台超えということで3万3,365人ということで、先ほどの議会からの御報告の中でも、業務量が非常に増えているので、そういう何とかな、人の問題というのを大事にしなければいけないという御指摘いただいたところでございますが、まさにその中でも御指摘いただいたように、また今年が5年ごとの指定法人を見直す時期になっていますので、きちんとその辺をやらしていただきたいというふうに思っているところでございます。

次が19ページに移っていただきまして、令和6年度は意外とほかのいろんなものがあつたので目立たなかったんですけど、⑩のところなんですけど、19ページですね。基山町こども計画というのが実はできていて、それを基に、その次、例えば、次の20ページの12の医療費の助成の話であったり、それから、16の保育所運営であったり、それから、17、18、19と、様々な基山町独特の子育て支援策が展開されているということになっております。

先ほど休憩があつたので、一遍町長室に戻るチャンスがあつて、町長室にいつも今頃配られる前の月の最終8月31日の8月までの人口の最新版が出ていたんですが、またちょっとだけ増えて、久しぶりに1万7,600人台に到達したという感じで、これですね、子どもの数が実は最近ここ数か月非常に増えていて、昨日もちよつと担当課と議論したんですが、また待

機児童対策を考えなきゃいけない、早めに考えておかなきゃいけないような、うれしい誤算になっているんじゃないかと。ちょっと前まで、半年ぐらい前まで、もう基山町の子どものピークは過ぎたんじゃないか、これで一応安心できるねと言っていたんですが、ちょっと今そういう感じになってきておりますので、ここは様々な施策をやっていながら、特にこの20ページの⑫の令和7年の1月、今年の1月から要するに令和6年度末に、聖マリアと久留米大学病院の子どもの現物支給が達成できたというのは、両方とも福岡県なので、今までは償還払いだったんですけど、今年の1月から、この2大子どもの——基山の、少し病気がひどい場合には大体聖マリアか久留米医大に行かれていますので、これが現物給付になったのは大きいかなというふうに思っているところでございます。

あとは少し飛びまして、25ページにお願いしたいんですが、25ページ、やっぱり雇用というのが非常に大事なので、②、③の雇用の問題、非常に短く二、三行で書かれていますが、令和6年度、結構力を入れて雇用に取り組んできたんですが、今後ともこの雇用に関しては、厚労省の予算は一応今年度で終わってしまうんですけども、それ以外のものを考えていながら、やっぱり雇用問題というのは基山町にとってはこれから大事になってくるんじゃないかということで考えております。令和6年度もそれをきっちりやり続けてきたということで御理解いただければと思います。

あと、28ページに行きまして、商工費の中の②の観光ですね。観光協会を基山町に事務局を移してから、いよいよだんだん本格的になってきておりまして、しかも、別の部署、基山（きざん）の関係部署なんかと組んで、新しい、例えば、イオン、スーパーでのちょっとしたマルシェみたいなものであったり、それから、スポーツイベントであったり、それから基肄城であったり、それから、レンタサイクルも、令和6年度までよりも最近やたら少し伸びているので、すごくいい感じになってきておりますので、この辺のところは、その下の草スキーと合わせてきちんとやっていけたらいいなというふうに思っているところでございます。

また、教育関係も様々な、例えば、②の小学校費のところ、(10)、①のまいる一むであったり、それから、31ページの②の一番最後のところの多目的の、まず特別支援学級を4室を新しい校舎につくったり、それから、さくらの一むをつくったり、こういった対策的なものも教育の中ですばらしい成果を上げつつあるのが令和6年度ではなかったかなというふうに思っているところでございます。

また、教育委員会のほうではもう一つ、⑥の文化財保護で、32ページになりますが、文化

財保護でも、基肄城をはじめ、様々な文化財、そして、歴まち等で、大興善寺も含めて様々なことをここで数字も含めて御報告させていただいておりますが、この辺りのところ、文章の量だけでなく、本当に今取り組んでいるという感じで、令和6年度まさに取り組んだということが、この文章の量でも分かっていただけるのではないかと思います。

次の⑦の図書館についても、ずっと今までも頑張ってきているんですが、令和6年度もきっちり国スポなんかとの連携をやらせていただいて、いい感じになってきているということがまさに令和6年度のトピックの一つではないかというふうに思います。

34、35ページ、特に35ページの11の国スポというのは、まさに令和6年度の象徴で、国スポ絡みのものが令和6年度たくさん展開されていて、それに付随するような形でいろいろな区対抗のスポーツ大会でラージボール卓球が採用されたり、夏の暑いときにはハッスルデイということで、体育館の冷房とか、そういったものもされたということで、何か一つ挙げるとすれば、まさに国スポの年だった令和6年度は、国スポ及び国スポ絡みがうまく国スポと連携してやれたいい年だったと、一言でいえばそういう形になるかと思えます。

最後に、36ページの災害はもうなかったことはございませんが、近年の中では非常に落ちついた形で、災害も少しはございましたけれども、素早く対応して事なきを得たというふうな感じかなと思っているところでございます。

ということで、今度は37ページの国民健康保険特別会計についてでございます。

令和6年度の決算を見ますと、収支差引額が1,481万3,000円で、前年度繰越金や基金積立金等を勘案した実質単年度収支は6,430万円の赤字というふうになっております。

また、国民健康保険税率については、平成30年度から財政が県単位化になりますので、将来的な国民健康保険税の平準化であったり、財政基盤の安定を図るため、令和6年度に税率改正をいたしているところでございます。

ただ、この税制改正したのも、12年に一本化するときの税率に比べたらはるかに低いので、基山町が今14でやっていますが、最終的には17.なんぼぐらいに落ち着くと思うので、そこまで上がったときにどういうふうな対応をするかというのは、まさに今、毎年これから、令和7年度のこれから、令和8年度、令和9年度、令和10年度と、ずっと一番悩ましいところになってくるというふうに思っているところでございます。

なお、保険給付費につきましては、令和6年度は前年度に比べて887万5,000円の増となっているところでございます。詳しくは38ページ以降の表に記載しておりますので、お目通し

いただければというふうに思います。

続いて41ページをご覧くださいと思います。後期高齢者医療特別会計でございます。

被保険者数が2,921人となっており、昨年度より129人増加しているところでございます。国保が今3,200人ぐらいでじわっと下がってきておりますので、そのうち、もうあと本当に1年ちょっとぐらいで国保と後期高齢者数の保険の数が逆転するというふうに思っています。

また、令和6年度の保険料は、調定額が2億7,683万5,800円というふうになっております。収入済額が2億7,620万3,300円でございます。還付未済額は14万8,900円で、収納率は99.72%となっているところでございます。

後期高齢者医療特別会計の決算に係る主な成果の説明は以上でございます。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、さらに詳しく担当課長のほうから説明させていただきますと思います。

次に、認定第4号「令和6年度基山町下水道事業会計決算の認定について」でございます。

令和6年度基山町下水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。別冊で令和6年度基山町下水道事業会計決算に係る主な施策の成果の説明書をお手元に差し上げておりますので、これに基づいて概要を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

概要といたしましては、本町の下水道は平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めているところでございます。令和3年度に事業の効率化や費用対効果等の観点から全体計画を見直して、排水区域を556.5ヘクタールから491.3ヘクタールに変更したということでございます。

なお、令和6年度については、変更は行っておりません。

また、令和6年度に下水道整備区域の拡大及び汚水処理の広域化を図っていくことを目的に、事業認可区域を272.6ヘクタールから393.3ヘクタールに変更しました。下水道整備済み区域については281.0ヘクタールというふうになっているところでございます。

事業認可区域内の整備率が71.5%となっており、全体計画整備率は、全体計画区域491.3ヘクタールに対して57.2%の整備率というふうな形になっております。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である復旧率は79.5%となっており、整備済み区域のうち、下水道に接続された水洗化率は98.5%というふうになっているところでございます。

令和6年度の決算額は、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額5億4,563万6,000円に対しまして、決算額が5億5,142万3,000円となっております。

支出につきましては、予算額4億1,198万7,000円に対しまして、決算額は4億1,980万2,000円となっております。

この収入支出決算額から、それぞれ消費税及び地方消費税を除いて差し引いた結果、4,719万3,000円が当年度純利益というふうな形になっております。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額17億9,539万8,000円に対しまして、決算額13億917万6,000円となっております。また、支出につきましては、予算額19億9,067万5,000円に対しまして、決算額14億7,724万1,000円となります。

この結果、1億6,806万5,000円の不足額となっております。

この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,467万6,000円、当年度分損益勘定留保資金7,824万9,000円及び建設改良積立金514万円で補填しておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに福永淳子氏の人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

最後に、報告第6号「令和6年度基山町健全化判断比率等の報告について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに公表することになっており、今回、議会に報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査については、8月6日から8月8日まで基山町監査委員に審査していただき、8月22日に監査意見書を提出していただきました。今回、その写しを付して報告させていただいております。

健全化判断比率については、基山町は実質赤字比率、赤字なし、連結実質赤字比率、赤字なし、実質公債費比率、6.3%、将来負担比率、算定なしとなっております。

また、資金不足比率については、基山町は、資金不足額はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただき、御可決くださいますようお願いいたします。長時間にわたってありがとうございました。

○議長（末次 明君）

次に、教育委員会の報告をお願いいたします。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

報告第7号「教育委員会事務事業点検及び評価報告について」の概要を御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項により、教育委員会は、毎年、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することが義務づけられております。

基山町教育委員会では、各年度の教育方針として作成している「基山町教育プラン」の中から、教育委員会が主として取り組んだ具体的重点目標及び取組事項について、成果や課題を洗い出し、さらに、基山町教育委員会評価委員会を令和7年8月7日に開催して、有識者の方から様々な御意見をいただきました。

その中で、教育委員会事務事業の管理及び執行の状況について、令和6年度の教育プランに沿って108事業について点検を行っていただき、具体的な11施策について評価報告書としてまとめました。

また、基山町評価委員会では有識者の方から御意見をお伺いし、それを取りまとめた意見書及び108事業の評価一覧を参考資料として添付しております。

以上で報告第7号「教育委員会事務事業点検及び評価報告について」の概要説明を終わります。

○議長（末次 明君）

それでは引き続き、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第38号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第38号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

公職選挙法施行例の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、選挙公営の限度額を引き上げるため、基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正するものでございます。

内容につきまして、議案資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案資料1ページをお願いいたします。

1 ページでございます。第 8 条では、選挙運動用ビラの作成に関し、1 枚当たりの作成単価の上限を「7 円 73 銭」から「8 円 38 銭」に改めるものでございます。

次に、第 11 条では、選挙運動用ポスターの作成に関し、1 枚当たりの作成単価の上限を「541 円 31 銭」から「586 円 88 銭」に改めるものでございます。

施行日でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第 39 号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第 39 号 基山町職員定数条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書 2 ページをお願いいたします。

経常的事務量の増加、事務事業の多様化及び複雑化に対応し、適正な職員配置を図るため、基山町職員定数条例を改正するものでございます。

議案資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

議案資料 3 ページをお願いいたします。

第 3 条第 1 項第 1 号、町長の事務部局の職員について、「144 人」を「150 人」に改めるものでございます。

なお、議案資料の 2 ページに現在の常勤職員の配置状況を掲載いたしておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

施行日でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第 40 号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第 40 号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書 3 ページをお願いいたします。

人事院規則 10-11 の一部改正に伴い、妊娠または出産等の旨を申し出た職員及び 3 歳に達するまでの子を養育する職員に対する育児に関する両立支援制度等の意向確認等の措置を設

けるため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するものでございます。

内容につきまして、議案資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案資料6ページをお願いいたします。

妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定を第23条の3に新設しております。

第1項では、職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと。その他これに準ずる事実を申出た職員に対して、出生時両立支援制度等の周知、制度利用の意向確認、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項の意向確認などの措置を講じることを規定しております。

次に、第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度等の周知、制度利用の意向確認、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項の意向確認などの措置を講じることを規定しております。

また、第3項では、仕事と家庭の両立に関する職員の意向への配慮を規定しております。

7ページをお願いいたします。

「第23条の3」を「第23条の4」とし、文言の整理を行っております。

なお、議案資料の4ページに改正内容を掲載しておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

最後に施行日でございます。

この条例は、令和7年10月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第41号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第41号 基山町職員の育児休業等に関する条例及び基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書5ページをお願いいたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的に地方公務員の部分休業制度が拡充されるため、基山町職員の育児休業等に関する条例及び基山町技能労務職員の給与の種

類及び基準に関する条例を改正するものでございます。

内容につきまして、議案資料にて説明をさせていただきます。

議案資料 5 ページをお願いいたします。

今回の改正は、部分休業制度の拡充でございます。

現行では、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で休業を取得できます。

これは改正後の第1号部分休業に相当いたします。

改正後におきましては、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、①1日につき2時間を超えない範囲内で休業を取得できます。これを第1号部分休業といたします。

②1年に10日相当時間数の範囲内で、1日当たりの上限時間数なく休業を取得できます。これを第2号部分休業といたします。

なお、改正後の①、②は、1会計年度ごとに選択することが可能でございます。

次に、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案資料 8 ページをお願いいたします。

まず、第1条、基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第18条は文言の整理を行っております。

第19条第1項では、育児休業法第19条第2項第1号に規定する1日2時間以内の部分休業を第1号部分休業と定義し、その承認を30分単位で行うことを規定しております。

次の第2項、第3項につきましては文言の整理でございます。

9 ページをお願いいたします。

第19条の2では、育児休業法第19条第2項第2号に基づき、人事院規則で定める1年に10日以内の部分休業を第2号部分休業と定義し、1時間単位で行うことを規定しております。

ただし、例外といたしまして、第1号では1時間未満の端数を含む終日の取得を、また第2号では、第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合の端数取得をそれぞれ可能としております。

次に、第19条の3では、1年の始期終期を毎年4月1日から翌年3月31日とすることを規定しております。

次に、第19条の4では、人事院規則で定められた1年に10日以内という基準を参酌し、非常勤職員以外の職員については77時間30分、非常勤職員については勤務日1日当たりの勤務

時間数に10を乗じて得た時間と規定しております。

次に、10ページにかけての第19条の5では、部分休業の変更に関し、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情を、その申出時に予測することができなかつた事実が生じ、小学校就学前の子の養育に著しい支障が生じると認められる事情とすると規定し、これを第3項変更と定義しております。

第20条は文言の整理でございます。

第21条では、部分休業の承認の取消し事由のうち、育児休業法第5条第2項により条例で定める事由は、第3項変更をしたときと規定をいたしております。

次に、第2条、基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

第7条第2項中、1歳に満たない子を養育するため、1日の勤務時間の一部、こちらを小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部と改めます。

最後に、施行日でございます。

この条例は、令和7年10月1日から施行いたします。

なお、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の基山町職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、第1号中、「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とし、第2号中、「10」とあるのは「5」とします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第42号の詳細説明を求めます。古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

議案第42号 基山町税条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

議案書8ページから11ページに改正文を上げさせていただきます。

今回の改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の公布により、町民税における扶養控除額の見直し及び加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例規定を新設するために、基山町税条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、議案資料のほうで説明をさせていただきます。

議案資料の11ページをお願いいたします。

今回の改正内容といたしましては、1点目が個人住民税における特定親族特別控除の創設でございます。

特定扶養控除に関しまして、控除対象となる大学生年代、19歳以上23歳未満の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額を段階的に減額する控除を創設するものでございます。

特定親族特別控除の額は、11ページ中段の表のとおりとなっております。

施行期日は、令和8年1月1日でございます。

次に、2点目でございます。

加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の新設でございます。

現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している加熱式たばこの課税方式について、当分の間、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは、1本をもって紙巻きたばこ1本に換算するものでございます。

また、激変緩和措置として令和8年9月30日までは現行の換算本数に0.5を乗じたものと、改正後の換算本数に0.5を乗じたものを合計したもので、令和8年10月1日以降にあっては改正後の換算本数の2段階で課税方式を見直すこととしております。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

議案資料13ページからの新旧対照表に沿って改正内容の説明をさせていただきます。

議案資料13ページをお願いいたします。

第34条の2及び第36条の2につきましては、所得控除に特定親族特別控除が追加されることに伴う改正でございます。

14ページ、第36条の3の2及び第36条3の3につきましては、町民税の申告書に特定親族を記載することを追加する改正でございます。

15ページ、附則、第16条の2の2としまして、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を新たに設ける改正でございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（末次 明君）

次に、議案第44号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第44号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ3億1,341万1,000円を追加し、予算総額を96億1,203万円とするものでございます。

議案書の16ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、1款. 町税を7,744万8,000円、9款. 地方特例交付金を1,983万8,000円、10款. 地方交付税を2億8,429万3,000円、14款. 国庫支出金を5,258万7,000円、19款. 繰越金を3億198万6,000円増額しまして、18款. 繰入金に4億2,899万6,000円の減額をお願いしております。

17ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費を1億8,656万3,000円、3款. 民生費を5,252万6,000円、8款. 土木費を2,422万6,000円、10款. 教育費を1,691万8,000円、18ページをめくっていただきまして、13款. 諸支出金に3,181万1,000円の増額をお願いし、また、予備費を65万7,000円増額することで調整を図らせていただいております。

19ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

基山町多世代交流センター憩の家指定管理料につきましては、令和8年度から令和12年度までの期間で、限度額は1億2,255万円の設定をお願いしております。

次に、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合熱回収施設基幹的設備改良工事に係る事業債負担金につきましては、一部事務組合の起債に係る償還金相当額の負担金となります。

令和8年度から令和26年度までの期間で、限度額2億5,671万5,000円の設定をお願いしております。

次に、ジビエ解体処理施設指定管理料につきましては、令和8年度から令和12年度までの期間で、限度額は1,300万円の設定をお願いしております。

それでは、事項別明細書により主な内容について説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

まずは歳入でございます。

1款. 町税につきましては、本年度の賦課実績及び調定額の見込みにより補正をお願いしております。

1款1項. 町民税、1目. 個人、1節. 現年課税分では、賦課実績により所得割額に5,563万円の増額をお願いしております。

2目. 法人、1節. 現年課税分では、賦課実績により均等割額に239万9,000円の増額をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

2項1目. 固定資産税、1節. 現年課税分では、賦課実績により1,698万7,000円の増額をお願いしております。

こちらは地区計画の開発に伴い、農地から宅地への土地の評価の変更が大きな要因となっております。

5ページをお願いいたします。

3項. 軽自動車税、2目. 種別割、1節. 現年課税分では、賦課実績により種別割を118万7,000円の増額をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

9款1項1目. 地方特例交付金では、交付決定によりまして1,983万8,000円の増額をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

10款1項1目1節. 地方交付税につきましても、交付決定によりまして普通交付税に2億8,429万3,000円の増額をお願いしております。

飛びまして、10ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、3目. 土木費国庫補助金、2節. 都市計画費補助金に観光振興事業費補助金（歴史的観光資源高質化支援事業）、こちら265万円の追加をお願いしております。歴史的風致形成建造物に指定しております大興善寺の本堂の改修に伴うものでございます。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,499万9,000円の増額をお願いしております。定額減税補足給付金に係るものでご

ございます。

また、その下の段の子ども・子育て支援事業費補助金に216万7,000円の追加をお願いしております。令和8年度に創設されます子ども・子育て支援金制度に伴います国民健康保険及び後期高齢者医療保険のシステム改修に係るものでございます。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、2項. 県補助金、1目. 総務費補助金、2節. 総務管理費補助金にさが暮らしスタート支援事業補助金195万円の増額をお願いしております。

また、4目. 農林水産業費県補助金、1節. 農業費補助金に経営開始資金補助金150万円の増額をお願いしております。こちらは認定新規就農者に対する補助に係るものでございます。

14ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に2億4,300万円の減額、また、3目1節. 公共施設整備基金繰入金に1億9,300万円の減額、また、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に517万円の増額をお願いしまして、財源調整を図らせていただいております。

15ページをお願いいたします。

2項. 特別会計繰入金、4目1節. 国民健康保険特別会計繰入金に172万6,000円の増額をお願いしております。

こちら前年度の精算分になります。

16ページをお願いいたします。

19款1項1目1節. 繰越金には、3億198万6,000円の増額をお願いしております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

18ページをお願いいたします。

18ページ以降の人員費につきましては、一般職員の時間外勤務手当の増額や会計年度任用職員の期末勤勉手当の増額などをお願いしております。

19ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、2目. 文書管理費、11節. 役務費に郵便料金の不足が見込まれますので、通信運搬費361万6,000円の増額をお願いしております。

20ページをお願いいたします。

6目．企画費、18節．負担金補助及び交付金に、さが暮らしスタート支援事業に係る移住支援金、また、その下の段ですけれども、未来につながさが移住支援事業に係る移住支援金に今年度の移住者の増を見込みまして、それぞれ260万円、100万円の増額をお願いしております。

また、8目．財政調整基金費、24節．積立金に財政調整基金積立金1億5,900万円の追加をお願いしております。こちらは令和6年度一般会計決算余剰金の2分の1程度を積み立てるものでございます。

次に、15目．広報情報費、18節．負担金補助及び交付金に外部人材活用負担金295万円の増額をお願いしております。こちらは4月から派遣いただいております外部人材の派遣期間を10月から3月末まで延長するものでございます。

21ページをお願いいたします。

2項．徴税費、2目．賦課徴収費、22節．償還金利子及び割引料、こちらの償還金に884万1,000円の増額をお願いしております。こちらは法人町民税の確定申告により、過年度還付金が見込まれますので、増額補正をお願いしております。

飛びまして、23ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費、18節．負担金補助及び交付金に定額減税補足給付金4,400万円の増額をお願いしております。こちらは令和6年度で実施した定額減税補足給付金において、まだ定額減税し切れていない方を対象に不足額を給付するものでございます。

27節．繰出金に国民健康保険特別会計繰出金102万4,000円の増額をお願いしております。こちら子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修に係るものでございます。

続きまして2目．老人福祉費、19節．扶助費、難聴者補聴器購入費100万円の増額をお願いしております。こちら申込み件数の増加見込みによるものでございます。

その下の段ですけれども、27節．繰出金に後期高齢者医療特別会計繰出金115万5,000円の増額をお願いしております。子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修に係るものでございます。

続きまして6目．障害者福祉費、19節．扶助費、補装具費に150万円の増額をお願いしております。こちらは申込み件数の増加に伴うものでございます。

飛びまして、25ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、3目. 環境衛生費、18節. 負担金補助及び交付金に浄化槽設置整備事業補助金に204万2,000円の増額をお願いしております。浄化槽設置件数の増加によるものでございます。

また、省エネエアコン購入補助金に100万円の増額をお願いしております。こちらも申込み件数の増加見込みによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

2項. 清掃費、2目. 塵芥処理費、10節. 需用費に消耗品費200万円の減額をお願いしております。こちらは指定ごみ袋作成の入札減によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費、18節. 負担金補助及び交付金に経営開始資金補助金150万円の増額をお願いしております。こちらは認定新規就農者に対する補助に係るものでございます。

飛びまして、29ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費、10節. 需用費では、町道の維持補修に係る修繕料に419万3,000円の増額をお願いしております。

また、14節. 工事請負費、町道維持補修工事に1,702万5,000円の増額をお願いしております。町道正応寺村中1号線の維持補修工事に伴うものでございます。

飛びまして、32ページをお願いいたします。

5項. 住宅費、1目. 住宅管理費、10節. 需用費、修繕料に209万円の増額をお願いしております。こちらは割田団地の室内電気設備の更新に係るものでございます。

飛びまして、37ページをお願いいたします。

10款. 教育費、4項. 社会教育費、3目. 文化財保護費、12節. 委託料に建造物調査委託料173万4,000円の増額をお願いしております。

こちら通天洞の保存修理実施設計事業のアスベスト含有調査に係るものでございます。

同じく18節. 負担金補助及び交付金、街なみ整備助成事業等補助金、こちら468万1,000円の増額をお願いしております。歴史的風致形成建造物に指定しております基山商店の精米所屋根修理などに係るものでございます。

38ページをお願いいたします。

5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費、12節. 委託料にスポーツイベント実施業務委託料525万円の増額をお願いしております。久光スプリングスのバレーボール冠試合の実施業務などに係るものでございます。

39ページをお願いいたします。

12款1項. 公債費、1目. 元金、22節. 償還金利子及び割引料につきましては、本年度中の償還予定額の見込みによりまして、長期債元金に432万円の減額、また、2目. 利子、22節. 償還金利子及び割引料の長期債の利子に188万6,000円の増額をお願いしております。

40ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目. 国県支出金返納金、22節. 償還金利子及び割引料に国県支出金返納金3,181万1,000円の追加をお願いしております。

こちらの内訳につきましては、議案資料の33ページに掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、41ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回、65万7,000円を増額いたしまして調整を図らせていただいております。

以上で令和7年度基山町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第45号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

議案第45号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,044万4,000円を減額し、総額を20億9,784万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いします。

歳入でございます。

1款1項1目1節. 医療給付費分現年課税分819万7,000円の増額、2節. 後期高齢者支援

金分現年課税分341万6,000円の増額、3節. 介護納付金分現年課税分210万7,000円の増額をお願いしております。国民健康保険税の当初賦課額が確定したことによるものでございます。

4ページをお願いします。

7款1項1目1節. 一般会計繰入金の職員給与費等繰入金102万4,000円の増額、こちらは、子ども・子育て支援金制度に伴う基幹系システムの改修費用分の補正となっております。

5ページをお願いします。

8款1項1目1節. 繰越金3,518万8,000円の減額、こちらは前年度の歳入歳出差引額が確定したことによるものでございます。

6ページをお願いします。

歳出になります。

1款1項1目. 一般管理費、10節の印刷製本費に1万3,000円の増額、こちらはマイナ保険証の啓発チラシ作成費となっております。

12節. 基幹系情報システム改修業務委託料に101万2,000円の増額、こちらは、子ども・子育て支援金制度に伴います基幹系システムの改修費用となっております。

7ページをお願いします。

9款1項5目22節. 保険給付費等交付金償還金2,970万円の減額、こちらは前年度実績額が確定したことによるものでございます。

8ページをお願いします。

9款3項1目27節. 一般会計繰出金に172万6,000円の増額、こちらは前年度に一般会計から繰り入れた事務費等の精算分となっております。

9ページをお願いします。

10款1項1目. 予備費で650万5,000円増額し、財源調整を行っております。

議案第45号の詳細説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（末次 明君）

次に、議案第46号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

議案第46号 令和7年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の23ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,316万7,000円を追加し、総額を4億17万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いします。

歳入になります。

1款1項1目. 特別徴収保険料、1節. 現年度分642万5,000円の減額、2目. 普通徴収保険料、1節. 現年度分2,598万1,000円の増額、2節. 過年度分55万2,000円の増額をお願いしております。こちらは、本算定による当初賦課額が確定したことによるものでございます。

4ページをお願いします。

4款1項1目1節. 事務費繰入金115万5,000円の増額、こちらは前年度決算に伴う事務費の精算分でございます。

5ページをお願いします。

5款1項1目1節. 繰越金190万4,000円の増額、こちらも前年度の歳入歳出差引額が確定したことによるものでございます。

6ページをお願いします。

歳出になります。

1款2項1目12節. 基幹系情報システム改修業務委託料に115万5,000円の増額、こちらは子ども・子育て支援金制度に伴う基幹系システムの改修費となっております。

7ページをお願いします。

2款1項1目. 後期高齢者医療広域連合納付金、18節. 保険料等納付金に2,190万6,000円の増額、保険料の本算定により額が確定したことによるものでございます。

8ページをお願いします。

4款2項1目27節. 一般会計繰出金10万8,000円の増額、こちらは一般会計から繰り入れた分の精算分となっております。

9ページをお願いします。

5款. 予備費で2,000円減額し、財源調整を行っております。

議案第46号の詳細説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（末次 明君）

これから多少時間がかかりますので、ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時54分 休憩～

～午後 1 時00分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、認定第1号から認定第3号までの、令和6年度各会計の決算についての詳細説明を求めます。寺崎会計管理者。

○会計管理者（寺崎博文君）

令和6年度基山町一般会計及び基山町国民健康保険、基山町後期高齢者医療の各特別会計の決算に関わる詳細説明をさせていただきます。

議案書27ページをお願いいたします。

令和6年度基山町一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調製し、一般会計及び特別会計の証書類その他政令に定める書類と併せて町長に提出いたしております。

町長のほうは、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するために、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査のほうが行われております。後ほど監査委員より意見書を付して決算審査報告をしていただきます。

令和6年度各会計の決算を議会の認定に付するため、認定第1号 令和6年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第3号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書をつけて提出いたしております。

また、決算関係資料を決算認定関係資料として提出いたしております。

決算に係る主要な施策の成果の説明につきましては、先ほど町長が詳しく説明をされましたので、省かせていただきまして、私のほうから実質収支に関する調書、財産に関する調書等について説明をいたします。

それでは、資料の実質収支に関する調書、財産に関する調書等の1ページをお願いいたします。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

1 ページ目をお願いいたします。

歳入総額が102億5,214万3,000円、歳出総額が98億9,596万6,000円で、歳入歳出差引額が3億5,617万7,000円となっております。令和6年度につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源が3,919万円ございますので、実質収支額は3億1,698万7,000円となっております。

2 ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額が20億5,972万1,000円、歳出総額が20億4,490万8,000円で、歳入歳出差引額が1,481万3,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も1,481万3,000円となっております。

3 ページ目をお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が3億5,825万2,000円、歳出総額が3億5,634万6,000円で、歳入歳出差引額が190万6,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も190万6,000円となっております。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

公有財産の土地及び建物の行政財産につきまして、その主なものを御説明いたします。

まず、土地の公共用財産の公衆用道路1,215.05平方メートルの増につきましては、開発行為による帰属や寄附などによる増でございます。

次に、水路834.11平方メートルの増につきましては、開発行為による帰属による増でございます。

次に、その他の公園4,117.00平方メートルの増につきましては、開発行為による帰属による増でございます。

次に、その他の公共用財産1万1,200平方メートルの増につきましては、開発行為による帰属や国有財産の譲与による増でございます。

次に、建物の公共用財産でございますが、令和6年度の増減はございません。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

(2) 山林について、面積が6万4,428.4平方メートル、立ち木の推定蓄積量のほうが2,304.95立方メートル前年度より増加しております。今回の報告より、山林の面積及び立ち木の蓄積量を佐賀県森林・林業統計要覧に基づき報告するものとしたためでございます。

(3) 出資による権利についてでございます。佐賀東部水道企業団へ58万5,000円の出資を

行っております。これは福岡導水施設地震対策事業に伴うものでございます。

次に、6ページから8ページを御覧いただきたいと思えます。

物品関係でございますが、物品について、50万円以上の物品について計上いたしております。新たに購入したものとしては、事務用機器として、戸籍システム機器、丁合機をそれぞれ1台、機械器具として券売機を1台購入しております。

9ページをお願いいたします。

基金関係の主なものについて説明をいたします。

まず、財政調整基金の1億3,263万1,000円の増につきましては、63万1,000円の利子と2億3,200万円の積立てから1億円の繰入れを減額したものでございます。

次に、減債基金の1,848万3,000円の増につきましては、6万3,000円の利子と2,981万4,000円の積立てから1,139万4,000円の繰入れを減額したものでございます。

次に、教育施設整備基金の357万9,000円の減につきましては、2万1,000円の利子積立てから360万円の繰入れを減額したものでございます。

次に、ふるさと応援寄附基金の5,359万8,000円の減につきましては、43万4,000円の利子と5億673万8,000円の積立てから5億6,077万円の繰入れを減額したものでございます。

次に、森林環境譲与税基金の470万6,000円の増につきましては、9,000円の利子と525万7,000円の積立てから56万円の繰入れを減額したものでございます。

10ページから16ページにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけさせていただいております。決算の内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書のほか、決算関係資料を提出しておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

以上をもちまして令和6年度各会計の決算についての詳細説明を終わらせていただきます。御審議賜り認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（末次 明君）

次に、認定第4号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議案書の30ページをお願いいたします。

認定第4号 令和6年度基山町下水道事業会計決算の認定に係る詳細説明をいたします。

令和6年度下水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定に基づき、政令に定めるところにより決算を調製し、下水道会計の諸書類その他政令で定める

書類と併せて提出いたしております。

令和6年度基山町下水道事業会計決算の認定についての議案においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業決算報告書、下水道事業損益計算書、下水道事業剰余金計算書、下水道事業剰余金処分計算書（案）、こちらについては議案に付随したものになります。下水道事業貸借対照表及び決算附属書類そのほか決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書を付して提出いたしております。

それでは、別冊の令和6年度基山町下水道事業会計決算書のほうをお願いいたします。

○議長（末次 明君）

これはタブレットに入っておりませんので、お手元にお持ちの方は出していただくようお願いいたします。

○建設課長（今泉雅己君）

1ページの収益的収入及び支出、2ページの資本的収入及び支出の決算につきましては、主要な施策の成果の説明と重複いたしますので、3ページの下水道事業損益計算書からお願いいたします。

下水道事業損益計算書でございます。

下水道使用料等による営業収益が2億806万2,927円、維持管理費や減価償却費等による営業費用が3億5,705万5,260円、補助金等による営業外収益が2億4,334万1,873円、支払利息等による営業外費用が4,715万5,900円となっております。

4ページをお開きください。

当年度純利益は4,719万3,640円となっております。当年度未処分利益剰余金は5,233万3,087円となっております。

次に、5ページのほうをお開きください。

下水道事業剰余金計算書でございます。

前年度末資本金12億4,065万5,875円に当年度末純利益4,719万3,640円を加えた12億8,784万9,515円が当年度末の資本合計額となっております。

また、本会議において、令和6年度は下水道事業剰余金処分をお願いしており、5,233万3,087円を処分し、513万9,447円を資本金へ、4,719万3,640円を建設改良積立金へ組み入れることで計上いたしております。

決算書6ページから9ページまでが下水道事業の貸借対照表でございます。

それでは、7ページ、負債の部をお願いいたします。

固定負債合計33億8,213万2,770円。

8ページをお願いいたします。

流動負債合計3億8,071万8,939円、繰延収益合計28億6,041万8,233円となっており、負債合計で66億2,326万9,942円となっております。

それでは、9ページ、資本の部をお開きください。

資本の部につきましては、資本金が10億4,146万7,318円、剰余金合計が2億4,638万2,197円となっており、資本合計として12億8,784万9,515円となっております。

負債の部、資本の部の合計で79億1,111万9,547円となっているところでございます。

12ページからは令和6年度基山町下水道事業報告書となっております。決算の内容の詳細につきましては、決算報告書のほか損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表ほか決算附属書類として事業収益明細書、事業費用明細書のそれぞれ明細書を添付しておりますので、後ほど御参照のほどお願いいたします。

なお、下水道事業会計は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

以上をもちまして令和6年度下水道事業会計の詳細説明を終わります。御審議賜り認定いただきますようお願いいたします。

○議長（末次 明君）

次に、監査委員による審査報告を求めます。太田代表監査委員、演壇のほうをお願いいたします。

○代表監査委員（太田博史君）（登壇）

それでは、決算審査の報告をいたします。

一般会計のほうからの報告をまずいたします。

一般会計の1ページをお願いします。

まず、審査の対象ですが、令和6年度基山町一般会計と、2つの特別会計と、実質収支に関する調書と財産に関する調書、それから、基山町土地開発基金等3つの基金を対象にしております。

3の審査の方法ですが、これは通常どおりの方法で審査をしているんですが、各課から提出されました決算に関する多くの資料について審査をいたしました。各課の1年間の仕事の結果をデータで報告してもらっております。

4、審査の結果ですが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

予算の執行につきましては、全般的に適正な事務処理がなされ、おおむね良好な執行状況であると認めました。

財産に関する調書の公有財産及び物品並びに基金につきましては、適正に管理、運用されているものと認めました。

次に、2ページから52ページには決算の概要を記載しているんですが、ここでの諸説明は省略いたします。

53ページから決算審査結果の意見を記載しておりますので、ポイントの部分を補足説明いたします。

53ページをお願いします。

6、審査結果の意見ですが、この意見書は財政運営の健全化及び地域の活性化を主眼とした意見になっております。

(1)決算収支の状況ですが、令和6年度は実質収支額で3億1,700万円の黒字決算となっております。実質収支比率は6.7%でした。

この実質収支比率というのは財政運営の健全性を示す指標でして、おおむね3から5%が望ましいというふうに考えられているんですが、基山町の令和6年度は6.7%でした。これは私は妥当な水準だというふうに考えております。比率が高い場合、黒字が大き過ぎる場合は歳出を抑えたんじゃないかという見方をされるんですけども、令和5年度なんですけれども、類似団体の平均が6.4%なんです。基山町も令和5年度は6.4%ですので、ほぼ妥当な水準だというふうに考えます。

それと、私のほうが毎年チェックを入れているのが単年度実質収支額です。その年度の収支が実質で黒字かどうかというのは単年度実質収支額で見るとはなんですけれども、これが平成29年度から令和元年度まで3年間赤字が続きました。ですが、令和2年度からはずっと黒字に転換をしております。単年度で実質黒字を継続しているということは、健全な財政運営ができていますと考えます。

(2)財政力指数ですが、自前の税金でどれだけ賄えているかということなんですけれども、この財政力指数というのは地方交付税の計算根拠になる指数でして、財政力、財政の豊かさ

をはかる物差しとしては適当というふうに私は考えております。グラフを描きました。財政力指数が1に近いほど財政力が強いとされております。グラフで一番上の線が基山町です。真ん中が類似団体平均、一番下が佐賀県平均になっております。基山町は、類似団体59あるんですが、その中で13位でした。佐賀県では3位の高位置をずっとキープしております。ちなみに、1位は玄海町が1.26、2位が鳥栖市で0.91、3位がちょっと開いて佐賀市と基山町が0.63ということになっております。

(3)歳入の状況ですが、自主財源は対前年比で2億7,400万円増加しています。50億円を突破しました。町税と寄附金などの自主財源の確保というのは財政運営の自主性と安定性につながる最重要テーマであります。今後もさらなる増収に向けての尽力をお願いしたいと思います。

それから、特定財源の確保につきましては、新規事業はもとより、既存の事業でも新たな財源や、より有利な財源がないか、引き続き模索をしていただきたいと思います。基山町は積極的にこれは実行されているようです。

(4)町税の収入状況なんですが、固定資産税が対前年よりも8,400万円増収になっております。町税合計では過去最高額を更新しました。

ここで町民税が大きく減額になっているんですけども、これは個人町民税で定額減税があったんですね。そのためです。その分、国から補填されていますので、結局、個人住民税としては、前年よりは増収になっております。

それから、固定資産税の増収が毎年順調に続いているんですね。大きく増収が続いております。これは移住・定住促進の施策の効果が現れていると考えます。これは大いに評価できることというふうに考えます。

(5)歳入のふるさと応援寄附金なんですが、令和6年度は前年よりも1億4,200万円増えまして、10億円を突破しております。自主財源の中で固定資産税に次ぐ貴重な収入源になっております。今後ともこのふるさと納税を安定的な財源とすることができるよう、取組を継続、強化していただきたいと思います。地域経済の活性化につながるふるさと納税の返礼品の開発にも尽力していただきたいと思いますというふうに思います。

(6)基金積立金現在高なんですが、貯金のほうはどうなっているかということなんですが、収支状況が厳しいときに取り崩して、収支にゆとりがあるときに積み立てるとというのが財政調整基金なんですけれども、持続可能性の点で最も重要な基金と考えられております。その

財政調整基金が毎年順調に増額されております。令和6年度も、前年よりも1億3,200万円増加しております。財政運営の健全性から見地からは評価できると考えます。

ふるさと応援寄附基金というのがあるんですが、これは令和6年度末で残高が8億5,900万円あります。今後、これをいかに地方創生に結びつけていくかということが重要になってくると考えます。地方創生では、今までの事業の成果や課題の分析をしっかりといただいて、それを今後の施策に生かすということに努めていただきたいと思います。

それから、貯金が多いかどうかを見てみたんですが、人口1人当たりの財政調整基金と減債基金を足した金額で見たんですが、類似団体平均よりも10億860万円少ないという計算になりました。基金トータルでも類似団体平均よりは8億600万円少ないという計算になりました。

(7)町債残高なんですが、借金はどうなっているかということなんですが、町債残高は令和3年度以降、減少傾向に転じております。令和6年度は前年よりも2億8,000万円減っております。これは財政の持続可能性の点からは望ましい方向に向かっているということが言えます。

それから、支払い利子なんですが、これは10年前に比べて6,700万円も減少しております。6,700万円、ほかの事業に使えたということですね。

それから、町債の発行につきましては、次世代に過度の重荷にならないよう、借入金の抑制には努めていただきたいと思います。必要な施設整備や住民サービスを確保しながら、過度な将来負担を招くことのないような財政運営が求められると思います。借入金をコントロールしながら行政の責任を果たしていくということが重要になってきます。

次に、借金が多いかどうか見てみました。これは類似団体平均よりも25億9,300万円少ないという計算になりました。結局、類似団体平均に比べまして貯金は少ないんですけども、借金はそれ以上に少ないと、そういう結果になっております。これは昨年と同様なんですけれども、基山町は賢明な財政運営ができていると言えると考えます。

次、(8)に行きます。財政状況の持続可能性ですが、今後も健全な財政運営が続けられるかということなんですが、自治体の財政運営において最も大切なことはこの持続可能性だというふうに考えます。借金と貯金の動向を表にしていますけれども、町債現在高に債務負担行為額を足して、それから基金積立金現在高を引いた数字を純負担額として計算した表を載せております。純負担額は債務のほうが多いから債務超過額ということになります。この純

負担額の5年間の推移を見てみますと、毎年大きく減額になっております。基山町の財政運営は堅調に推移している状態にあると大いに評価できると考えます。自治体の健全な財政運営の見本と言えるような数値になっております。

(9) 将来負担比率ですが、これは財政健全化法に基づいて計算したこの数値を国に報告しております。基山町は平成30年度から将来負担比率は算定値がないということになっております。将来の財政を圧迫する可能性はないという数値になっております。佐賀県では5市1町は比率が算定をされておれません。町のほうは割といいんですね。市のほうは割と悪いということです。

先ほど(8)で見てきた数値というのは、これは一般会計だけで算出しているんですね。この将来負担比率というのは、基山町と関連する団体、消防ですとか、クリーンヒル宝満ですとか、上下水道特別会計、そういうところの借入金も含めて計算をしています。いわゆる連結決算になっています。上記の(8)では、債務超過額、債務のほうは28億5,300万円多いという結果だったんですけども、この計算では、公債費等については国が後で交付税として措置をするので、その分として54億5,000万円町債の額から差し引いて計算しなさいよという計算の仕方になっていまして、その結果、将来負担額はマイナスの10億3,700万円ということになりまして、将来の財政は健全な状況にあると認められるということになっております。

(10)は飛ばします。

(11)子育て支援施策に行きます。地域の活性化で効果が顕著な政策をこの意見書で私のほうが1件毎年取り上げるようにしています。去年もこのテーマを取り上げたんですけど、大変大きな努力が要るんですけども、基山町ならまだまだできるということを書いたんですけど、令和6年度はさらに効果が上がっていますので、再度これを取り上げました。④に書いていますように、先日、保育園の倒産件数が過去最高ペースを記録というニュースが報じられました。保育園の運営事業者の倒産や廃業がこの上半期で前年同期比7割増と過去最高ペースで進んでいると。その背景にあるというのが園児の不足だという報道がなされておりました。基山町は、そのグラフにありますように、10年間連続、園児は増えております。10年間で265人増えたということで、76%増えたという計算になります。それと、保育施設、これも2施設から8施設になって、4倍増えているということになっております。これは、ライフステージに応じた基山町のきめ細かい子ども施策がその成果として現れている結果だ

というふうに考えます。

次、(12)業務改善活動ですが、職員の業務改善提案を書いております。職員自らが業務改善活動に取り組んでいくという姿勢は評価できるというふうに考えます。ですが、提案件数が5年間で1人当たり1件もいかないんですね。1件未満というのは、これは私はあまりに少ないというふうに考えます。業務改善というのは、住民サービスの向上、歳入の増加、コスト削減、職員の負担軽減につながる重要な取組です。現状の業務を可視化し、課題を洗い出し、IT化や業務プロセスの見直し、職員間の連携強化など、様々な方法で効率化を進めていただきたいと思います。研修なんかもやられていますけれども、研修で学んだことも業務改善に結びつけてほしいと思います。そして、全職員が年1件以上の改善提案を提出することを期待しております。

(13)番で今後の財政運営の方向性を3点書かせていただきました。

①健全な財政運営の維持ということで、実質収支や実質単年度収支が黒字を継続し、健全な財政運営を維持するために、町税収入の増加や地方交付税の確保に加え、地方創生交付金や県支出金の活用による歳入増を目指すとともに、歳出面においては、行政サービスの重点化、効率化に取り組んでいくことが重要であると考えます。また、ふるさと納税の推進によりまして、地方経済の活性化と財源確保の両立を図ることの意義が大きいものがあるというふうに考えます。

②持続可能な財政基盤の構築ということなのですが、住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供した上で、持続可能な確固たる財政基盤の構築が不可欠です。具体的には、子育て支援の充実ですとか、産業の活性化ですとか、移住・定住の促進に引き続き取り組んでいく必要があるというふうに考えます。

③経営・財務マネジメントの強化ですが、人口減少や公共施設等の老朽化が進む現状において、町の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るためには、公共施設等の適正管理や発生主義会計の適用による見える化及びDX・GXの推進による経営改善等の取組が必要になってくると考えます。

以上が一般会計ですが、次に、下水道会計のほうに行きます。

下水道会計の1ページをお願いします。

まず、審査の結果から申し上げます。審査に付されました決算書及び決算附属書類につきましては、地方公営企業法の関係法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証拠

書類と照合した結果、誤りはなく、令和6年度の経営成績及び同年度末における財政状態は適正に表示されていると認めました。

第2の審査の内容につきましては省略をいたします。

12ページの審査結果の意見の補足説明をさせていただきます。12ページをお願いします。

(1) 下水道の整備状況なんです、水洗化率、これは令和6年度は98.5%まで来ました。非常に高い数字になっています。類似団体平均値なんか比べても非常に高いですね。ですが、まだ210人水洗化されていない人はおります。引き続き水洗化のさらなる普及に努めていただきたいと思っております。

(2) で排水の汚染状態の検定結果を載せております。水質の保全というのは住民の日常生活にとって非常に重要なことですので、毎年確認するようにしました。令和6年度の43の有害物質等の検定結果なんです、全て排水基準未満であることを確認しております。

(3) 予算の執行状況ですが、これは総合的に判断して、予算の執行がおおむね適正に行われたものと認められます。

次、(4) 経営成績（損益計算書）のほうなんです、ア、業績です。業績で、佐賀県の下水道事業、38、法適用企業があるんですが、そのうちの9団体で経常損益で赤字を計上しているんですね。ところが、基山町はこの表のように、経常利益、純利益で毎年度確実に適当な黒字が続いております。ということは、健全な事業経営が継続できているということで評価できると考えます。

それから、イ、下水道使用料収入なんです、令和6年度は82戸の住宅が新たに下水道に接続をしております。一般家庭のほうで前年よりも200万円収入が増えています。1億6,100万円の使用料になっております。

それから、基山町に所在する4社の大規模工場は現在、合併浄化槽が設置されている状態なんです。この工場に対しまして水洗の接続依頼を積極的に行うことによって、今後、使用料収入の増収を図っていただきたいと。水洗に接続できれば大きな収入に結びつきます。

それから、ウ、一般会計からの繰入金なんです、令和6年度は前年よりも300万円繰入金が減っています。1億5,000万円なんです、この中には基準外が1,900万円含まれております。これが多いかどうかというのを佐賀県平均で見たんですが、低いのは低いです。平均なんかよりずっと低いということにはなっている、少ないということにはなっております。

それから、経常収支比率というのがあるんですが、これは100%以上が黒字ということな

んですけども、類似団体よりは低いんですが、基山町は100%を超えた数字を維持しております。この経常収支比率は100%を超えてはいるんですけども、依然として一般会計からの繰入金に頼っている分が大きいです。経費削減等によりまして、繰入金にあまり頼らない経営を目指していただきたいというふうに思います。法適用企業なんですね。法適用企業というのは原則として独立採算制です。汚水処理なんかも行っていますので、一般会計の繰入れというのは必要だと思いますけれども、令和6年度でその中に基準外で1,900万円入っているんですね。この基準外の部分についてはゼロになるよう経営努力をお願いしたいと思います。

それから、経費回収率というのがあるんですが、これは下水道事業にかかる費用を下水道使用料でどの程度賄えているかというのを見るんですが、100%が基準なんですが、100%で黒字ということなんですけれども、基山町は令和3年度、令和4年度と非常に低かったんですね。ところが、令和6年度は98.8まで上がってきました。

それから次、下水道料金なんですけど、基山町の下水道料金は現時点で20立米3,240円ということで、ほかの市町村と比べても低いほうです。基山町は平成19年4月に条例改正で下水道料金を改定しているんですけども、その後は値上げをしておりません。現時点でも下水道料金の値上げは予定していないという返事もらっております。物価が高騰しているんですけども、18年間値上げをしていないということは非常にありがたいことですね。今後も値上げをしなくて済むような経営努力をお願いしたいと思います。

(5)財政状態（貸借対照表）についてですが、まず、企業債残高、借金のほうはどうかということを見ました。令和6年度はこの借金のほうが前年よりも7億9,300万円増えております。大きな工事がありまして、非常に大きな金額の増加がありました。これが多いかどうかというのは、令和5年度しかデータは入らないので、令和5年度を見てみたんですが、令和5年度の時点では佐賀県平均なんかと比べて少ないということなんですけれども、令和6年度は大きく増えていますし、令和7年度もまた大きく増える予想ですので、今後厳しい財政運営が予想されます。

それから、貸借対照表に未収金というのがあって、消費税等還付金というのがありました。ここで多額の還付金が毎年発生しているんですが、令和6年度は7,932万円という大きな金額の還付金があったよと。これは還付加算金利息までつけて入金されているのを確認しております。一般会計は消費税の確定申告はできないんですけども、ここは大きいですよ。

こんだけ大きな金額が返ってきているということです。

それから、ウの保有資産の状況の②下水処理場についてなんですが、基山町の中には、けやき台処理場とか、基山ニュータウン処理場、本桜処理場、きやま台処理場という4か所の処理場については、これは使用開始から約40年経過しているんですが、その機械、装置は更新の目安となる法定耐用年数の20年を大きく経過しているという状態なんです。今後これらの施設については、宝満川浄化センターへの汚水の受入れが可能になることにより、順次廃止するという予定になっているんですけれども、それまでは日々の点検とともに設備等の修繕を行い、安定的な運転を確保するようにお願いしておきます。

(6)資金の状況を資金収支計算書でチェックしました。異常な投資なんかがあるとここでチェックできるんですが、もちろんそういう異常な投資なんかはありません。キャッシュフローは良好であったと認められます。

最後に、今後の事業経営です。②に書いています。今後、保有する資産の老朽化に伴う施設の更新時期の到来、物価高騰による維持費の増大等、経営環境は厳しさを増すことが予想されます。持続的な経営のための取組が必要になってきます。このような状況において、基山町では、町民の生活基盤である下水道サービスを将来にわたり安定的に事業を実施するために、中・長期的な経営の基本計画である基山町下水道事業経営戦略プランが策定されております。きちっとした戦略プランが作成されていると思います。目標値なんかも設定されております。要はこの計画にのっとって実行していただければいいわけなんですけれども、一つだけ確認しておきたかったのが、P D C Aを回すんですけども、年1回回すみたいなことになっていたみたいですので、これはやはり少なくとも半年ごとにはきちっとチェック、アクションを取って、目標を達成するということになっておいていただきたいということで、その部分だけ確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（末次 明君）

太田代表監査委員様、どうもありがとうございました。

日程第25 決算特別委員会の設置について

○議長（末次 明君）

日程第25. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第4条第1項の規定により、今期定例会に決算特別

委員会を設置し、同条第2項の規定により、決算特別委員会の委員の定数を12名とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置し、同特別委員会の委員の定数を12名とすることに決しました。

なお、決算特別委員会委員の指名については、委員会条例第5条第4項の規定により議長において指名を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもちまして散会いたします。

～午後1時52分 散会～